

藤井寺市条例第28号

藤井寺市手話言語条例

手話は、手指や体、表情などを使う言語です。言語とは、人が自分と周囲の世界を知り、物事を考えたり、気持ちや考えを人に伝え、お互いを理解しあい、助け合っ
て生きていくために、とても大切なものです。

しかし、以前、手話は言語として認められておらず、ろう学校では発音訓練や相
手の話す口の形を見て理解する口話法を用いた教育が行われ、手話の学習や使用が
禁止されていた時代があります。また、ろう者は聞こえる人と比べて情報量が少な
いため、地域や職場などで孤立する人もいました。聞こえる人は、手話やろう者と
接する機会が少なく、お互いを十分に理解できる環境にありませんでした。

こうした中、ろう者は、生きていくために必要な言語として、手話を大切に守り、
育ててきました。ろう者にとって、手話は「いのち」です。

その後、国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や「障害者基
本法」において、「手話は言語である」と位置付けられました。

これから、私たち全ての市民は、手話に対する理解を深め、ろう者との繋がりを
強くし、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる藤井寺市を目
指し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、市の責務並びに市民及
び事業者の役割を明確にし、手話への理解の促進及び手話の普及を進め、ろう者
との繋がりを通じてお互いが分かりあえる環境をつくることにより、全ての市民
が安心して暮らすことができる地域の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーションの手段
として用いる聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話がろう者にとってコミュニ
ケーションを図るかけがえのない大切な手段であるとの認識をもって行う。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)の啓発に努め、
ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、第7条に規定する市が推進する施策に協力するよう努める。

2 ろう者は、手話を使用することができる者と協力して、第7条に規定する市が推進する施策に協力するよう努める。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者の意見や次条に規定する市が行う啓発活動を参考にして、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

(施策の推進)

第7条 市は、次の施策を推進する。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (4) 手話を学ぶ機会の確保に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、前項の施策と市が別に定める福祉に関する計画との整合性を図る。

(学校における手話の普及)

第8条 市は、手話を学ぶ機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努める。

(意見の聴取)

第9条 市は、前2条に規定する施策の推進及び実施について、積極的にろう者及びその他関係者から意見を聴くよう努める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。